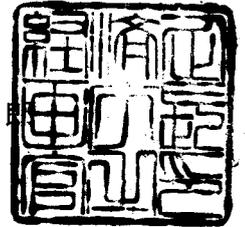


大  
経企国余第242号  
平成11年11月29日

櫻井利夫殿

経済企画庁長官  
池口小太



特定非営利活動法人の設立の不認証について（通知）

平成11年8月3日付け申請のあった特定非営利活動法人日本電気安全協会（以下「協会」という。）の設立については、下記の理由により不認証の決定をしたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第12条第3項の規定により通知します。

#### 記

#### 理由

本件申請は、次の点から、法第12条第1項第1号及び第2号に適合するとは認められない。

1. 協会の定款第3条、第4条及び第5条に掲げる目的及び事業の種類、事業計画書並びに収支予算書等からは、協会の行う活動の受益対象者は会員に限定されていると解される。

協会への入会については、定款第6条及び第7条において、法人の目的に賛同して入会した個人及び団体であれば、誰でも可能である旨規定されているが、定款附則第6項において受電設備の有無及び受電設備契約区分を定める規定から、協会の行う事業の受益対象者は、実質的に電気設備を保有する工場事業者等の会員に限定されていると判断される。

以上のことから、

①協会の行う活動は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものとは認められない。

②定款第4条において、協会は法の別表に掲げる活動のうち、「災害救援活動」、「地域安全活動」、「全各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助」に該当する活動を特定非営利活動として行

なにもって不特定多数というか、これは正に見解の相違以外の何ものでもない。全国の電気需要家を不特定多数でなく特定の者とする役人の頭脳構造を疑う。非常に単純に物事を類別化し、実態を知らない者が書類の文言をのみいじくり回して判断をするという、俗にいうお役所仕事である。

なうこととしているが、①のような活動の性格からして、協会の行う事業は、上記活動に該当するとは認められない。

従って、協会は「特定非営利活動を行うことを主たる目的」（法第2条第2項）とする団体であるとは認められない。

2. 協会は、定款附則第2項において、設立当初の役員である理事を11人と定めている一方、役員名簿においては理事は10人と定められており、整合していない。また、法第10条第1項第2号イ、ロ及びハに掲げる書類についても、当該10人に係る書類しか提出されていない。

監事は理事格のため、理事11名中1名は監事に当てられていると説明済みであるが、しかも書類は11人分の提出をしてあるが、官僚の目から見ると10人分しか見えないそうである。

(教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により経済企画庁長官に対して異議申立てをすることができます。

行政不服審査法なるものは、完全なザル法であり、こんなものは廃止した方がましであると考えます。なぜなら、所轄官庁の決定に対して、その同じ所轄官庁に異議申し立てをしても、結論ははじめから分かっている。